

# 税務キャッチ・アップ

## 所得税関係

### 配偶者控除等の改正による実務上の影響

#### 1 はじめに

平成29年度の税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いが見直され、配偶者控除については、納税者本人の所得制限（合計所得金額1,000万円以下）が設けられ、配偶者特別控除については、対象となる配偶者の合計所得金額の上限が123万円以下に引き上げられた。

この改正は、平成30年分以後の所得税及び平成31年分以後の住民税について適用され、所得税については既に適用が開始している。今回はこれらの改正による実務上の影響を整理する。

#### 2 控除対象配偶者の定義の変更

控除対象配偶者の定義は、「居住者の配偶者（青色事業専従者等を除く）でその居住者と生計を一にするもののうち、合計所得金額が38万円以下である者」とされていた。しかし、今回の改正で所得制限が設けられたことに伴い、次のように3つの区分に整備された。

##### ① 同一生計配偶者

従前の控除対象配偶者と同範囲であり、納税者本人の所得制限はない。

##### ② 控除対象配偶者

①のうち、納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下である場合に該当し、配偶者控除の適用を受けることができる。

##### ③ 源泉控除対象配偶者

源泉徴収の際の扶養親族等の数の算定を目的に設けられている。具体的には、給与所得者本人の合計所得金額の見積額が900万円以下及び配偶者の合計所得金額の見積額が85万円以下である場合に該当する。これは、配偶者控除又は配偶者特別控除の控除額が38万円となる範囲と同じである。

#### 3 障害者控除との関係

障害者控除の対象となる配偶者については、従前の控除対象配偶者と同範囲である、同一生計配偶者に変更されている。これにより、改正前後で障害者控除の適用範囲が変わらないように配慮されている。

#### 4 源泉徴収事務

毎月の給与等の支払いで源泉徴収する際に、配偶者を扶養親族等の数にカウントするためには、扶養控除等申告書に、その配偶者が「源泉控除対象配偶者」であることを記載することとなっている。

また、同一生計配偶者が障害者に該当する場合には、扶養親族等の数に、別途1人（同居特別障害者の場合は2人）加算する。

#### 5 年末調整と問題点

年末調整は、給与等から源泉徴収された所得税の過不足を年末に精算する制度である。通常

は還付金として精算されるケースが多いことから、大多数の給与所得者は、「年末調整＝所得税が戻る」と認識している。

しかし、毎月の給与で配偶者を扶養親族等の数にカウントしていた給与所得者が、所得超過により年末調整時に配偶者控除や配偶者特別控除の適用を受けることができなくなった場合には、多額の源泉徴収不足額が発生する可能性がある。仮に、納税者本人の課税所得が1,000万円であった場合、所得税額（復興税除く）は125,400円増加することとなる。

また、「控除対象配偶者でなければ障害者控除の適用を受けられない」という誤った認識により、障害者控除の適用を失念するケースも考えられる。

#### 6 おわりに

平成30年分以後の年末調整では、配偶者控除等申告書が独立の様式となる。しかし、扶養控除等申告書を含め、配偶者に関する申告書は複雑であり、一般の給与所得者が正確に理解して記入することは困難であると思われる。特に所得超過の可能性のある給与所得者には、源泉控除対象配偶者を申告しないように指導するなど、事前の対策を検討する必要がある。

（右山研究グループ）  
税理士 田熊 常正